

最近の諸状況 スパイ防止法と国家情報局

—その関係は?—

関東学院大学名誉教授

足立 昌勝

1

最近の諸状況

- 自公連立政権の崩壊と自維＝高市政権の誕生
- 両党の合意事項
 - 歴史観、靖国、徴収、防衛、防衛費増額、防衛力増強、安全保障
 - 保守的傾向がそのまま
 - スパイ防止法と国家情報局
- 10月24日 官房長官に国家情報局創設検討を指示
 - 24日の読売新聞・朝刊
 - 25日の朝日新聞・朝刊
- 高市首相の最近の表現
 - 「世界に咲き誇る日本外交を取り戻す」
 - 「日米同盟の新たな黄金時代」

2

国家秘密は、軍備増強とともに —戦前のスパイ防止法の特徴—

- 軍国主義下のスパイ防止法
- 軍機保護法
- 要塞地帯法
- 軍用資源秘密保護法
- 国防保安法

3

戦後改革による戦前との訣別

- GHQの指令による軍国主義を担った諸法・制度の廃止
- 新憲法の成立⇒平和主義と戦争放棄
- 戦前型スパイ防止法の廃止
- 特高警察の廃止 (1945.9) ⇒内務省による秘密裏の公安警察の創設 (1945.11)

4

戦後における国家秘密の保護

- ・ 刑事特別法・MSA秘密保護法
処罰対象となる行為
刑事特別法 合衆国軍隊の機密を侵す罪として、探知・収集、漏泄およびそれらの未遂・陰謀・教唆・せん動の処罰
MSA秘密保護法 探知・収集、漏泄および業務上過失漏泄、未遂、陰謀、教唆・せん動を処罰。
- ・ 公務員の守秘義務
国家公務員法100条
地方公務員法34条
自衛隊法59条

5

自民党のスパイ防止法案 その背景

- ・ 勝共連合の活動
スパイ防止法制定促進国民会議の成立
- ・ 1979年 勝共連合が、「スパイ防止法制定促進国民会議」結成
自民党への働きかけ
1979年4月 機関紙「平和と安全」創刊(月刊)
- 6月 高知県佐川町議会で制定を求める意見書を採択
- 1980年3月 福岡県で県議会では初の推進決議
- 1981年5月 47都道府県全てに「県民会議」結成
- 1982年2月 福井県下42自治体で全国初の全議会推進決議
- 10月 県議会での推進決議が過半数を突破
- 1985年6月 国家秘密法案、議員立法で国会提出

6

1985、2008修正 自民党のスパイ防止法案 その根拠

- ・ 「日本は、スパイ天国である」との主張を背景とした提案。
制定促進国民会議
中曽根首相(当時)
自民党一問一答(小冊子)
- ・ 25年8月15日 石破内閣「『各国の諜報活動が非常にしやすいスパイ天国であり、スパイ活動は事実上野放しで抑止力が全くない国家である』とは考えていない」とする答弁書を閣議決定
小冊子作成委員会へ答える 岩田外相

7

自民党のスパイ防止法案

国家秘密＝防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になっていないもの

8

自民党のスパイ防止法案

行為類型と法定刑

- ・他人への漏示⇒5年以下
- ・不当な方法による探知・収集⇒10年以下
- ・業務者による他人への漏示⇒10年以下
- ・外国通報目的による探知・収集したものを外国通報⇒無期または2年以上
- ・業務者による外国通報⇒無期または2年以上
- ・外国に通報し、安全を著しく害する危険性の惹起⇒死刑または無期懲役

9

自民党のスパイ防止法案

批判的検討(1)

・「通報」「不当な方法」「安全を著しく害する危険」などの価値概念
⇒きわめて不明確

・「通報」については、自民党の「一問一答」の中で、「外国に防衛秘密を知らせ、又は外国がこれを知り得る状態に置くこと」と解説。

⇒活字で、秘密を公にする行為は「通報」

・「不当な方法」については、「国家秘密」の探知・収集は、正当な方法で行なえるものではなく、つねに不当性がつきまとう。

⇒すべての方法が「不当」と評価され、探知・収集行為のすべてが処罰対象とされる危険性。

・防衛秘密や外交秘密と指定された事項については、主権者たる国民は何も知らされることはなく、判断の素材すら提供されない。

10

自民党のスパイ防止法案

・批判的検討(2)

法案は、「国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者」の業務により知得・領有した秘密の漏示などを規定している。

これは、国家公務員法や地方公務員法の守秘義務とは異なり、業務として国家秘密を取り扱う者は、別表の規定と相まって、たとえ一般人であつても処罰対象とされ、その者は、業務をやめたあとも、国家秘密を漏示してはならない。

その義務は、一生その者について回ることになる。

このような過酷な守秘義務を一般に課することができるであろうか。
逆に言えば、国家秘密を取り扱う企業には、誰も就職しないという事態が起らないとはいえない。

11

スパイ防止法案に対する批判

世論による批判の高まり

・朝日新聞・スパイ防止ってなんだー新聞週間を機に

1986年10月12日から10回連載

・朝日新聞・スパイ防止ってなんだー欧米の場合

1986年11月28日から6回連載

・中央公論1987年4月号

谷垣禎一・われら自民党議員「スパイ防止法案」に反対する意見を寄せた議員:

大島理森、佐藤栄佐久、白川勝彦、杉浦正健、村上誠一郎、谷津義男

萩 朝島孝幸 新井 石坂明雄

12

スパイ防止法案に対する批判

世論による批判の高まり(承継)

- ・盗聴法NEWS 1999年2月第1号発行
これは、議員の人たちの反対を表明するもの。
主な指導者: 中村敦夫、福島瑞穂

- ・新聞労連
機関誌で、各地の反対状況を報道

- ・労働組合

13

スパイ防止法案に対する批判

日弁連・弁護士会の反応

- ・日弁連
1985年10月 スパイ防止法案に対する意見書
1986年3月 国家秘密法案の問題点・批判意見書の考え方
1986年5月 国家(防衛)秘密法問題の常識
1988年5月 日弁連の考え方「スパイ防止法制定を支持する法律家の会」の「公開質問状」に対する回答書
・東京弁護士会 1985年9月「エッ！わたしがスパイ？—あなたも『スパイ防止法』に狙われる」
・静岡県弁護士会
「スパイ防止法と市民生活を考える」講演会や演劇の上映

14

その後の展開 秘密保護体制の強化

自衛隊法の改正(2001年) 96条の2

・防衛秘密=自衛隊についての別表第四に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの

・別表第四

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途

防衛秘密保護法と関係

15

その後の展開 秘密保護体制の強化

- ・特定秘密保護法 四種類の特定秘密
- ・防衛秘密「自衛隊法96条の2別表」と同一
- ・外交秘密

イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの
ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針

ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

16

その後の展開 秘密保護体制の強化

・特定有害活動防止関連秘密

イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

17

その後の展開 秘密保護体制の強化

・テロ防止関連秘密

イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

18

特定秘密保護法 罰則の対象と内容

1. 特定秘密の漏えい

- ・業務で知った特定秘密を漏えいした場合、10年以下の懲役または10年以下の懲役および1000万円以下の罰金
- ・公益上の必要により特定秘密の提供を受け、それを知った者が漏えいした場合、5年以下の懲役

2. 特定秘密の不正取得

- ・不正な手段による取得・欺罔・暴行・脅迫・窃盗・施設への侵入、不正アクセスなど不正な方法で特定秘密を取得した場合、10年以下の懲役

3. 未遂・共謀・教唆・煽動

4. 過失による漏えい

- ・特定秘密の取扱業務従事者が過失により特定秘密を漏えいした場合、2年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ・公益上の必要により提供を受けた者が過失により漏えいした場合、1年以下の懲役または30万円以下の罰金

19

各党によるスパイ防止法制定策動 自民党

治安・テロ・サイバー犯罪対策調査会の提言

25年5月27日、『『治安力』の強化に関する提言～安全・安心な日本を取り戻すために～』を取りまとめ、石破茂総裁に提言

- ・外国勢力による偽情報・誤情報の拡散対策
- ・国際的な環境の変化
- ・外国からの偽情報の拡散への対処能力の向上
- ・安全安心に対する脅威の高まり
- ・情報部門の取組を国民に見えやすくする
- ・重要情報を守る観点からスパイ防止法の導入に向けた検討の開始

20

各党によるスパイ防止法制定策動 高市早苗

・高市早苗候補の総裁選での公約

「防衛力」と「外交力」の強化で、日本の平和を守る

インテリジェンス関係省庁の司令塔としての「国家情報局」の設置、「スパイ防止法」の制定に着手する。

21

各党によるスパイ防止法制定策動 参政党

新日本憲法構想案16条4項で、「国は、外国による諜報活動を防ぐ機関を設置し、必要な措置を講じる。」と規定

参議院選挙での三つの公約 その一つとしての国の守り

・日本の舵取りに外国勢力が関与できない体制づくり
・強国の論理や過度なグローバリズムに対抗し、自由社会を守る国民国家を目指す！

・外国資本による公用地買収や企業買収、水資源買収から地域を守る！

・移民受け入れより、国民の就労と所得上昇を促進！

参院選での主張

日本版「スパイ防止法」等の制定で、経済安全保障などの観点から外国勢による日本に対する侵略的な行為や機微情報の盗取などを機動的に防止・制圧する仕組みを構築。

22

各党によるスパイ防止法制定策動 国民民主党

参議院選挙での公約

「自分の国は自分で守る」「主権を守りぬく」として、

・防衛施設周辺以外も対象とした「外国人土地取得規制法」の制定

・領海・国境・離島対策

・スパイ活動防止対策強化

・外免切替の厳格化・適正化

検討チームの初会合 9月11日

「国民の自由と人権の尊重」や「国家の存立と主権の擁護」、インテリジェンス関係省庁職員の保護を主な論点に議論を進める方針を確認。

23

各党によるスパイ防止法制定策動 国民民主党

・国民民主党作業チーム

・9月25日 中間報告案を発表

【外国勢力活動透明化法案】

・外国勢力の国内活動の登録・一部公開

・登録について審査・監督する機関を設け、制度運用状況を国会に報告

【国家戦略立案能力強化・コミュニティ改革法案】

・政府にインテリジェンス(情報収集・分析)戦略の策定・公表を義務付ける

・独立したインテリジェンス機関の創設

【インテリジェンス関係者安全保障法案】

・関係者の安全を確保するため、仮装身分による活動を保障

10月2日 中間報告案公表見送り

24

各党によるスパイ防止法制定策動 維新の会

中間論点整理

(1) 攻めと守りの両者の観点からインテリジェンス改革を行うにあたり、本中間論点整理を発展させ「インテリジェンス改革」に関する包括的な提言書を公表する。

1) インテリジェンス統括組織としての内閣情報調査室及び内閣情報官を格上げし、国家情報局及び国家情報局長とする。

2) 独立した対外情報庁を創設する。

3) 省庁横断的な情報要員(インテリジェンス・オフィサー)養成機関を創設する。

4) 外国勢力からの Bot 等を使用した影響工作への対策を強化する。

(2) 防諜体制強化のために「スパイ防止基本法」、「外国代理人登録法」及び「ロビー活動公開法」の制定並びに上記提言に即した各種新法の制定及び法改正を行う。

25

自民維新合意によるスパイ防止法

▽26年通常国会における内閣情報調査室の格上げと「国家情報局」の創設。「国家情報局」は、「国家安全保障局」と同列。

▽現在の「内閣情報会議」(閣議決定事項)の発展的解消と26年通常国会における「国家情報会議」の設置。

▽27年度末までに独立した対外情報庁(仮称)の創設。

▽情報要員を組織的に養成するため、27年度末までに、インテリジェンス・コミュニティー横断的(省庁横断的)な情報要員(インテリジェンス・オフィサー)養成機関を創設する。

▽インテリジェンス・スパイ防止関連法制(基本法、外国代理人登録法およびロビー活動公開法など)について25年に検討を開始し、速やかに法案を策定し成立させる。

26

世論の動き 賛成派

・スパイ防止法制定促進国民会議の動き

2017年7月 ホームページがリニューアルし、活動再開

⇒「スパイ防止法」制定促進サイト

背後にある「国際勝共連合」の表面化

・世界日報「社説」

2024年5月11日 適性評価法成立 次はスパイ防止法の制定を

2025年9月19日 スパイ防止法 早期制定で国益保護せよ

27

世論の動き 反対派

マスコミ

・5月24日 東京新聞こちら特報部「危ういスパイ防止法」

・9月6日 毎日新聞「治安維持法を想起させるスパイ防止法案への懸念」

・紙の爆弾8・9月号「民主主義国家における秘密とは何か」

・紙の爆弾10月号「人権規定なき参政党憲法案が抱える矛盾」

学習会

・10月26日「40年前の自民党スパイ防止法を検証する」市民集会

・11月 6日 秘密法・共謀罪廃止!監視社会反対!スパイ防止法反対!院内集会

・11月22日 救援連絡センターが学習討論会を予定

声明

・8月19日 秘密保護法対策弁護団「スパイ防止法の導入に反対する声明」

28

国家的情報管理システムの主張

- 維新の会の「中間論点整理」に色濃く表れている。
- 連合政権に向けた自維の合意は、「中間論点整理」を映したもの
- そこでの重点は、国家情報局の設置であり、国家情報局長の設置である。
- これを、国家安全保障局と同列に位置付ける。
- 国家情報会議の設置

29

国家情報局 その活動内容

- 自民党は犯罪対策調査会の提言
外国勢力による偽情報・誤情報の拡散対策
国際的な環境の変化
外国からの偽情報の拡散への対処能力の向上
- 見本としてのCIA・中央情報局 Central Intelligence Agency
世界中から国家安全保障に関する情報を収集分析することを任務
公的活動と秘密活動(スパイ活動)
- 内閣情報調査室の活動内容 CABINET INTELLIGENCE AND RESEARCH OFFICE
内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務
特定秘密の保護に関する事務

30

スパイ防止法と国家情報局 その関係性

- スパイ防止法
秘密へのアクセス=探知・収集を禁止
探知・収集した秘密の漏示・漏洩を禁止
探知・収集した秘密の外国への通報の禁止
- 国家情報局 National Intelligence Agency *WIA?*
国内外に張り巡らした人的要因による情報の収集・分析
- 端的に言えば、国家によるスパイ活動の容認
- 内なる情報の遮断と外なる情報の取得

31

今後に向けて まとめとして

- 国民主権と情報の在り方
- 国はすべての情報を管理できるのか
- 知る権利との関係
- 新たな闘う戦線の構築を *60年代以降
日本社会の中心は
国家社会*

32

自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書

自由民主党及び日本維新の会は、わが国が内外ともかつてなく厳しい状況にある中、国家観を共有し、立場を乗り越えて安定した政権を作り上げ、国難を突破し、「日本再建」を図ることが何よりも重要であるという判断に立ち、「日本の底力」を信じ、全面的に協力し合うことを決断した。

戦後最も厳しく複雑な国際安全保障環境を乗り越えるためには、日本列島を強く豊かにし、誇りある「自立する国家」としての歩みを進める内政及び外交政策を推進せねばならない。

わが国は、「自立する国家」として、日米同盟を基軸に、極東の戦略的安定を支え、世界の安全保障に貢献する。わが国には、そのような覚悟に加え、安全保障環境の変化に即応し、「国民をどう守るか」「わが国の平和と独立をどう守るか」というリアリズムに立つた視座が不可欠である。両党は、このリアリズムに基づく国際政治観及び安全保障観を共有する。

また、両党は、国民の生活が経済成長によつて向上されることの認識を共有する。そのために、責任ある積極財政に基づく効果的な官民の投資拡大を進めつつ、肥大化する非効率な政府の在り方の見直しを通じた歳出改革を徹底することによって、社会の課題を解決することを目指す。

戦後八十年にわたり、国のかたちを作り上げる過程で積み残してきた宿題を解決すると同時に、冷戦後の三十年の厳しい経済状況を乗り越え、国民生活を向上させる過程で積み残してきた宿題を解決するための改革が急務である。

そのための方策として、国民に寄り添った経済対策等の速やかな実現に加え、憲法改正や安全保障改革、社会保障改革、統治機構改革を含む中期にわたる日本社会の発展の基盤となる構造改革の推進について、本合意に至った。

これらの政策の実現には、できるだけ幅広い賛同を得ることが重要であり、他党とも真摯な議論を重ねていくことは言うまでもないが、本合意書の内容を精緻化するため、両党による実務者協議体を設置し、確実な履行を図ることとする。

また、本合意書の内容を実現するため、令和七年臨時国会における内閣総理大臣指名選挙の連携に基づく協力を誓い、連立政権を樹立する。

令和七年十月二十日

自由民主党 総裁

高市早苗

日本維新の会 代表

吉村洋文

日本維新の会 共同代表

藤田文武

一 経済財政関連施策

- ガソリン税の暫定税率廃止法案を令和七年臨時国会中に成立させる。
- 電気ガス料金補助をはじめとする物価対策を早急に取れ、令和七年臨時国会において補正予算を成立させる。
- インフレ対応型の経済政策に移行するために必要な総合的対策を、早急に取れ、実行に移す。とりわけ、所得税の基礎控除等をインフレの進展に応じて見直す制度設計については、令和七年内を目途に取りまとめる。給付付き税額控除の導入につき、早急に制度設計を進め、その実現を図る。
- 租税特別措置及び高額補助金について総点検を行い、政策効果の低いものは廃止する。そのための事務を行う主体として政府効率化局（仮称）を設置する。
- 飲食料品については、二年間に限り消費税の対象としないことも視野に、法制化につき検討を行う。
- 子供や住民税非課税世帯の大人の方々には一人四万円、その他のの方々には一人二万円を給付するという政策は行わないものとする。

二 社会保障政策

- 三〇〇類似票を含む票利自己負担の見直し、金融所得の反映などの応能負担の徹底等、令和七年通常国会で締結したいわゆる「医療法に関する三党合意書」及び「骨太方針に関する三党合意書」に記載されている医療制度改革の具体的な制度設計を令和七年度中に実現しつつ、社会保障全体の改革を推進することで、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指す。
- 社会保障関係費の急激な増加に対する危機感と、現役世代を中心とした過度な負担上昇に対する問題意識を共有し、この現状を打破するための抜本的な改革を目指して、令和七年通常国会より実施されている社会保障改革に関する合意を引き継ぎ、社会保障改革に関する両党の協議体を定期開催するものとする。
- 令和七年度中に、以下を含む社会保障改革項目に関する具体的な骨子について合意し、令和八年度中に具体的な制度設計を行い、順次実行する。
 - (一) 保険財政健全化策推進（インフレ下での医療給付費の在り方と、現役世代の保険料負担抑制との整合性を図るための制度的対応）
 - (二) 医療介護分野における保険者の権限及び機能の強化並びに都道府県の役割強化
 - ① 保険者の再編統合、② 医療介護保険システムの全国統合プラットフォームの構築、③ 介護保険サービスに係る基盤整備の責任主体を都道府県とする等）
 - (三) 病院機能の強化、創薬機能の強化、患者の声の反映及びデータに基づく制度設計を実現するための中央社会保険医療協議会の改革
 - (四) 医療費窓口負担に関する年齢によらない真に公平な応能負担の実現
 - (五) 年齢に関わらず働き続けることが可能な社会を実現するための「高齢者」の定義見直し
 - (六) 人口減少下でも地方の医療介護サービスが持続的に提供されるための制度設計
 - (七) 国民皆保険制度の中核を守るための公的保険の在り方及び民間保険の活用に関する検討
 - (八) 大学病院機能の強化（教育、研究及び臨床を行う医療従事者として適切な給与体系の構築等）
 - (九) 高度機能医療を担う病院の経営安定化と従事者の処遇改善（診療報酬体系の抜本的見直し）
 - (一〇) 配偶者の社会保険加入率上昇及び生涯非婚率上昇等をも踏まえた第三号被保険者制度等の見直し
 - (一一) 医療の費用対効果分析に係る指標の確立
 - (一二) 医療機関の収益構造の増強及び経営の安定化を図るための医療機関の営利事業の在り方の見直し
 - (一三) 医療機関における高度医療機器及び設備の更新等に係る現在の消費税負担の在り方の見直し
- 昨今の物価高騰に伴う病院及び介護施設の厳しい経営状況に鑑み、病院及び介護施設の経営状況を好転させるための施策を実行する。

三

三 皇室・憲法改正・家族制度等

- 皇室・憲法改正・家族制度等
- 古来例外なく男系継承が維持されてきたことの重みを踏まえ、現状の継承順位を變更しないことを前提とし、安定的な皇位継承のため、皇室の歴史に整合的かつ現実的である「皇族には限られていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とする」案を第一優先として、令和八年通常国会における皇室典範の改正を目指す。
- 日本維新の会の提言『二十一世紀の国防構想と憲法改正』を踏まえ、憲法九条改正に関する両党の条文起草協議会を設けず。設置時期は、令和七年臨時国会中とする。
- 緊急事態条項（国会機能維持及び緊急政令）について憲法改正を実現すべく、令和七年臨時国会中に両党の条文起草協議会を設置し、令和八年度中に条文案の国会提出を目指す。
- 可及的速やかに、衆参両院の憲法審査会に条文起草委員会を常設する。
- 憲法改正の発議のために整備が必要な制度（例…国民投票広報協議会の組織及び所掌事務等）に係る組織法並びに呈請規制及びネット規制等に係る作用法等）について、制度設計を行う。
- 戸籍制度及び同一戸籍・同一氏の原則を維持しながら、社会生活のあらゆる場面で旧姓使用に法的効力を与える制度を創設する。そのために、旧姓の通称使用の法制化法案を令和八年通常国会に提出し、成立を目指す。
- 令和八年通常国会において、「日本国国章損壊罪」を制定し、「外国国章損壊罪」のみ存在する矛盾を是正する。

四

四、外交安全保障

- 戦後最も厳しく複雑な戦略環境の変化に伴い、戦略三文書を前倒しで改定する。
- 国際社会における平和を構築する新たな外交手段を涵養する観点から、令和七年度中に、外務省に和平調停に係る部署を創設する。
- わが国の抑止力の大幅な強化を行うため、スタンダード・オフ防衛能力の整備を加速化する観点から、反撃能力を持つ長射程ミサイル等の整備及び陸上展開先の着実な進展を行うと同時に、長射程のミサイルを搭載し長距離・長期間の移動や潜航を可能とする次世代の動力を活用したミサイル搭載潜水艦の保有に係る政策を推進する。
- 自衛隊の運用に係る組織の効率化及び統合作戦司令部の一元的指揮統制の強化のため、自衛隊の区域統合及び中間結節点の簡素化等を着実に実施する。
- 防衛生産・技術基盤を強化する観点から、令和八年通常国会において「防衛装備移転三原則の運用指針」の五類型を撤廃し、防衛産業に係る国営工廠及び国有施設民間換装（GOCO: Government Owned, Contractor Operated）に関する施策を推進する。
- 自衛官の採用状況に関する深刻な情勢に対する危機感と、処遇改善を含む人的基盤の抜本的強化、自衛官の自衛官たる矜持を向上するための施策の必要性を共有し、現下の状況を打破するための抜本的な改革を目指して、自衛官の恩給制度の創設を検討する。また、現在の自衛隊の「階級」、「服制」及び「職種」等の国際標準化を令和八年度中に実行する。

五、インテリジェンス政策

- わが国のインテリジェンス機能が脆弱であり、インテリジェンスに関する国家機能の強化が急務であるという認識を共有し、総合的なインテリジェンス改革について協議し、合意した施策について実行する。
- 令和八年通常国会において、内閣情報調査室及び内閣情報官を格上げし、「国家情報局」及び「国家情報局長」を創設する。安全保障領域における政策部門及び情報部門を同列とするため、「国家情報局」及び「国家情報局長」は、「国家安全保障局」及び「国家安全保障局長」と同格とする。
- 現在の「内閣情報会議」（閣議決定事項）を発展的に解消し、令和八年通常国会において、「国家情報会議」を設置する法律を制定する。
- 令和九年度末までに独立した対外情報庁（仮称）を創設する。
- 情報要員を組織的に養成するため、令和九年度末までに、インテリジェンス・コミユニティ横断的（省庁横断的）な情報要員（インテリジェンス・オフィサー）養成機関を創設する。
- インテリジェンス・スパイ防止関連法制（基本法、外国代理人登録法及びロビー活動公開法等）について令和七年に検討を開始し、速やかに法案を策定し成立させる。

六、エネルギー政策

- 電力需要の増大を踏まえ、安全性確保を大前提に原子力発電所の再稼働を進める。また、次世代革新炉及び核融合炉の開発を加速化する。地熱等わが国に優位性のある再生可能エネルギーの開発を推進する。
- 国産海洋資源開発（エネルギー資源及び鉱物資源）を加速化する。

七、食料安全保障・国土政策

- 食料の安定供給確保が、国民の生存に不可欠であることの認識を共有し、全ての田畑を有効活用する環境を整え、厳しい気候に耐え得る施設型食料生産設備（いわゆる植物工場及び陸上養殖等）への大型投資を実現する。
- わが国が古来より育んできた美しい国土を保全する重要性を確認し、森林伐採や不適切な開発による環境破壊及び災害リスクを抑制し、適切な土地利用及び維持管理を行う観点から、令和八年通常国会において、大規模太陽光発電所（メガソーラー）を法的に規制する施策を実行する。

八、経済安全保障政策

- 南西諸島における海底ケーブルの強靱性を強化するための施策を推進する。

人口政策及び外国人政策

- わが国最大の課題は人口減少という認識に立ち、令和七年臨時国会中に、政府に人口減少対策本部（仮称）を立ち上げ、子供子育て政策を含む抜本的かつ強力な人口減少対策を検討、実行する。
- ルールや法律を守れない外国人に対しては厳しく対応することが、日本社会になじみ貢献している外国人にとっても重要という考えに基づき、以下の対策を講じる。
 - （一）内閣における司令塔を強化し、担当大臣を置く。
 - （二）外国人比率が高くなった場合の社会との摩擦の観点からの在留外国人に関する法的マネジメントを含め、外国人の受入れに関する数値目標や基本方針を明記した「人口戦略」を令和八年度中に策定する。
 - （三）外国人に関する違法行為への対応と制度基盤を強化する。
 - （四）外国人に関する制度の誤用・濫用・悪用への対応を強化する。
- 令和八年通常国会で、対日外国投資委員会（日本版 CIIIS）の創設を目指す。また、令和八年通常国会で、外国人及び外国資本による土地取得規制を強化する法案を策定する。

一〇 教育政策

- いわゆる高校無償化を令和八年四月から実施するため、残る課題について、令和七年十月中に合意し、制度設計を確定させる。
- 小学校給食無償化を令和八年四月から実施するため、残る課題について整理し、制度設計を確定させる。
- 令和七年通常国会で締結した「三党合意」における保育料負担軽減をはじめ、子育て支援施策の大幅な拡充を実現する。
- 令和七年通常国会で締結した「三党合意」のとおり、高校教育改革のグランドデザインを策定し、全国での教育機会確保と教育の質の向上を実現する。
- 人口減少に伴い、大学数及び規模の適正化を図ることを目指す。
- 科学技術創造立国の礎となる基礎研究について、十分な研究費を確保するため、科学研究費を大幅に拡充する。

一一 統治機構改革

- 首都の危機管理機能のバックアップ体制を構築し、首都機能分散及び多極分散型経済圏を形成する観点から、令和七年臨時国会中に、両党による協議体を設置し、首都及び副首都の責務及び機能を整理した上で、早急に検討を行い、令和八年通常国会で法案を成立させる。

一二 政治改革

- 企業団体献金の取り扱いについては、自由民主党は「禁止より公開」、日本維新の会は「完全廃止」を主張してきた。特定の企業団体による多額の献金が政策の意思決定を歪めるのではないかと懸念を払拭し、国民に信頼される政治資金の在り方を追求し、そのための制度改革が必要であるとの課題意識は共有しつつも、現時点で最終結論を得るまでに至っていない。そこで、両党で、企業団体からの献金、政治団体からの献金、受け手の規制、金額上限規制、機関誌等による政党の事業収益及び公開の在り方等を含め、政党の資金調達等の在り方について議論する協議体を令和七年臨時国会中に設置するとともに、第三者委員会において検討を加え、高市総裁の任期中に結論を得る。
- 政党におけるガバナンスを明確化するため、政党法について検討を進める。
- 割を目標に衆議院議員定数を削減するため、令和七年臨時国会において議員立法案を提出し、成立を目指す。
- 時代にあつた選挙制度を確立するため、両党は衆議院臨時運営委員会に設置された「衆議院選挙制度に関する協議会」等あらゆる場で議論を主導し、小選挙区比例代表並立制の廃止や中選挙区制の導入なども含め検討する。そのため、令和七年度中に、両党による協議体を設置する。

右記以外の政策については、両党間で、誠心誠意協議するものとする。

以上